

令和7年度 越谷市住宅・店舗改修促進補助金（第2期）のご案内

市内の施工業者を利用し、一定の目的を持った住宅・店舗の改修工事を行う場合に、その工事費の一部を助成します。

※市内の施工業者とは、法人における本社又は個人事業主の事業所が市内にある住宅等の改修工事を行う民間業者に限ります。（市内に支社や支店、営業所があるだけでは対象となりません）

【申請方法及び受付期間】

電子申請又は下記の宛先に郵送若しくは直接経済振興課の窓口へ提出してください。

【電子申請】は、下記二次元コードから



【郵送先】

〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1
越谷市役所 経済振興課
住宅・店舗改修促進補助金担当 行

令和7年11月4日（火）～令和7年11月17日（月）

受付は午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝は除く）、郵送は期間内消印有効

※予算額を超える申し込みがあった場合は抽選により対象者を決定します。

1. 補助対象者

市税を滞納しておらず、これまでに住宅・店舗改修促進補助金を利用したことがない①または②に該当する方

①改修工事を行う個人住宅を所有し、居住している方（越谷市に住民登録のある方）

②改修工事を行う店舗で事業（対象外事業を除く）を営んでいる若しくは営もうとする中小企業者※又は個人事業主の方

（対象外事業・・・金融・保険業、観相業・相場案内業、競輪・競馬等関連業、宗教、政治文化団体等）

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。

2. 補助対象となる住宅及び店舗

住宅：補助対象者が市内に所有し自らが居住している個人住宅（共同住宅の場合、専有部分に限ります）

店舗：補助対象者が市内に所有又は賃借している店舗

3. 補助内容

補助対象工事

以下の要件全てを満たす工事であること

① 市内の施工業者を利用して実施する20万円以上（税抜き）の改修工事

② 補助金交付決定後に着工し、令和8年（2026年）2月末日迄に完了する工事

【実績報告書提出期限 窓口：令和8年2月27日（金）（郵送の場合は、2月28日消印有効）】

③ 目的が次のいずれかに該当する工事

住宅等の長寿命化、住宅等の高効率化、日常生活の支障改善、危険箇所の解消、店舗の魅力向上

※改修工事を行う箇所について市から他の補助金等の交付を受けている場合、補助対象外となります。

※補助金交付決定前に支払いを済ませた手付金、着手金などの経費については補助対象外となります。

補助金額 補助対象経費の20%（上限額10万円）※交付額1,000円未満切り捨て

補助対象工事の一覧

工事の種類	内容・条件
増改築工事	間取りの変更、廊下幅の拡張、床下や屋根裏収納等の改修・新設の工事
壁、柱、基礎等の補強工事	筋かいの設置等の工事
屋根の改修・設置工事	塗装、葺き替え、雨漏りの改修、雨水貯留施設設置等の工事
台所、トイレ、浴室等水回りの改修・設置工事	
内装、外装の改修工事	天井や壁のクロスの張り替え、外壁の塗装等の工事
床の張り替え、畳替えの工事	フローリング、床暖房、カーペット等の改修・設置等の工事
建具の改修・設置工事	窓、窓枠、窓ガラス、網戸、障子、襖等の改修・設置等の工事
障子紙・襖紙等の張り替え	
バリアフリーへの改修工事	手すりや段差を解消する等の改修・設置等の工事
断熱・防音改修工事	
配線工事を伴う照明器具の取付工事	照明器具の取付のみの場合は対象外
外構の門扉、ブロック塀フェンスの改修・設置工事	ブロック塀は撤去のみの場合も対象
外灯の改修・設置工事	
店舗に付随する看板や照明の改修・設置工事	店舗の敷地内に単独で看板等を設置する場合は対象外

※工事費が伴わない場合は対象外となります

補助対象外工事の一覧

工事の種類	内容・条件
新築、解体に伴う工事	
機器、家具、家電等の購入・取付設置工事	エアコン、ウォシュレット、冷蔵庫、棚等の設置は対象外。ビルトイン設備の取付は対象
電話やインターネット回線の引き込み工事	
ハウスクリーニングや防腐・防蟻などの薬剤散布	
駐車場の改修・設置工事	駐輪場やバイクスペースも含む
植木の剪定や植樹等の植栽工事	
造園工事	
ウッドデッキやテラス改修・設置工事	
ポスト、物置等の改修・設置工事	
地中の配管交換（工事）	

4. 提出書類について

①	住宅・店舗改修促進補助金交付申請書 (市の指定様式)	(住宅) 申請者は所有者 (店舗) 申請者は事業主または法人の代表者
②	改修工事の見積書の写し	下記①～④がすべて記載されていること ①宛名 ②施工業者の名称及び住所(市内住所に限る) ③作成日(申請時に有効なものであること) ④工事費の総額、税抜額、消費税額が明記され、工事箇所ごとの内訳がわかること ※申請者自らが作成した見積書は不可とします。 ※工事費等が伴わない場合は対象外となります。
③	改修工事前の写真	工事箇所すべてがわかる写真(番号を付与)
④-1	<u>住宅改修の場合</u>	住民票の写し(本市の住民基本台帳に記録されている方は提出不要) ※発行日から3か月以内のもの
④-2	<u>店舗改修の場合</u>	法人の場合…登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)の写し ※発行日から3か月以内のもの 個人事業主の場合…直近の確定申告書の写し(確定申告を終えていない場合は、開業届の写し)
⑤	委任状	申請者以外の方が申請手続きを行う場合は必要 ※委任状を提出した場合、決定通知書などの関係書類は委任を受けた方の住所に郵送されます。 ※申請者以外の方が申請書を提出するだけの場合、委任状は不要です。

※市税の滞納がないことを要件としていることから、本市において滞納がないことを確認できない場合には、市税の完納を証明する書類の提出を求めることがあります。

※改修工事の内容によっては建築基準法、消防法などの関係法令による確認や届出が必要になる場合がありますのでご注意ください。

郵送・電子申請にて申請書を提出される方へ

申請書類の到着後、申請内容と納税状況を確認し、不備がなければ11月21日(金)までに受付番号を発送します。受付番号は予算額を超える申請があり、抽選になった際に使用する番号になります。

申請書類等の不備や修正が必要な方には電話でご連絡いたします。指定した期間までに修正出来ない場合は対象外となります。

5. 申請書提出後の流れ

① 申請書類の審査

提出された申請書類の内容及び納税状況等を確認し、補助対象者を決定します。申し込みが予算額を超える場合、抽選により決定します。また、必要に応じて現地確認を実施します。

② 補助金対象者の決定通知

12月上旬頃、抽選の有無にかかわらず、全ての申請者に対して結果を通知します。補助対象となられた方は交付決定通知書の受領後に着工してください。

③ 実績報告書提出

工事完了後、速やかに下記の書類を揃えて市に提出してください。

最終提出期限 窓口：令和8年（2026年）2月27日（金）（郵送の場合は、2月28日消印有効）

【提出書類】・実績報告書（市の指定様式） ・工事完了報告書の写し

- ・契約書の写し（未作成の場合は不要） ・施工業者が発行した領収書の写し
- ・改修工事後の写真
- ・検査済証の写し（建築確認が必要な場合）

④ 補助金額の確定

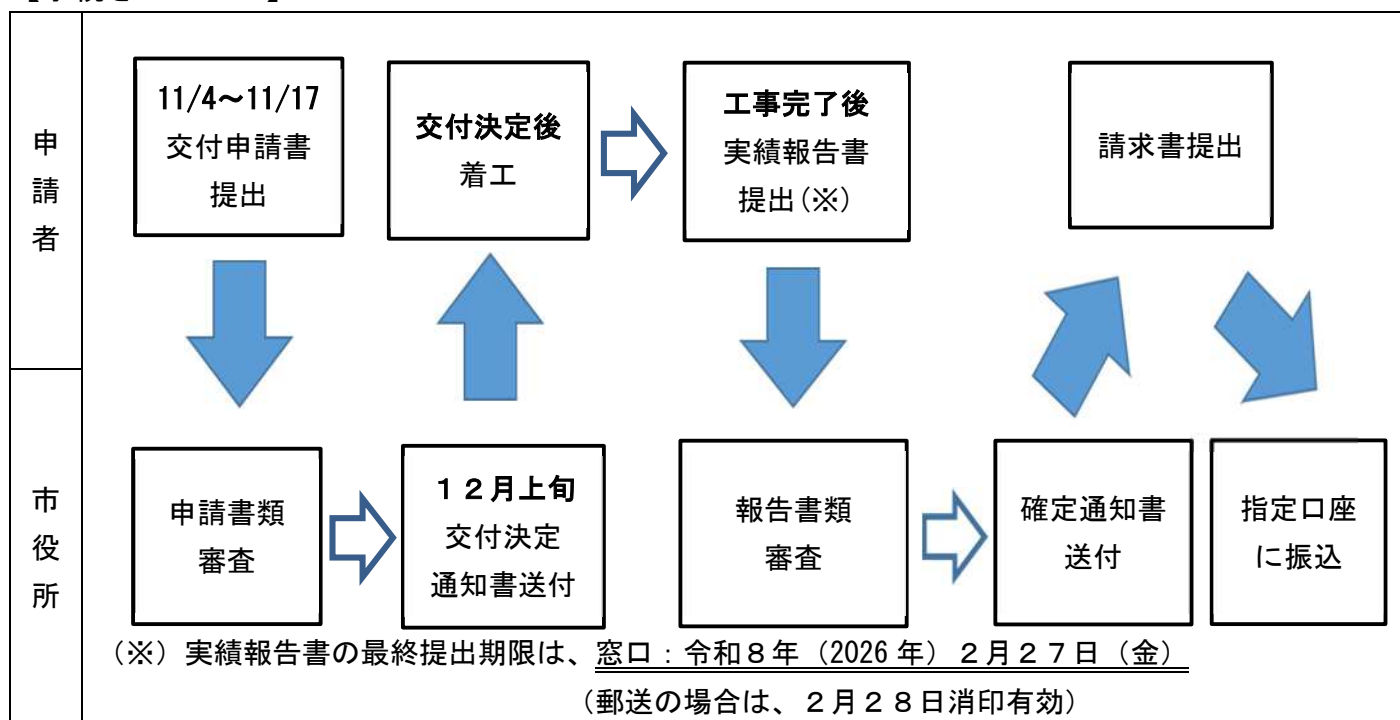
提出された③の書類について内容を確認し、補助金額を確定します。補助金の確定額は確定通知書にて通知します。また、必要に応じて現地確認を実施します。

⑤ 請求書提出

④の通知を受領後、下記の書類を提出してください。提出後、補助金額をご指定の口座に振込みます。

【提出書類】・請求書（市の指定様式）・アンケート

【手続きのフロー】



【問い合わせ窓口】越谷市経済振興課 電話：048-967-4680
住所：越谷市越ヶ谷4-2-1 越谷市役所第3庁舎 4階